

「十五年以下」に改め、同項第三号中「二十一年以上二十四年以下」を「十六年以上二十年以下」に、「百分の百二十」を「百分の百六十」に改め、同項に次の三号を加える。

- 四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百
- 五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

第三条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「五年以下」を「十年以下」に改め、同項第二号中「六年以上十年以下」を「十一年以上十五年以下」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「十一年以上」を「十六年以上」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第四条の見出しを「十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額」に改め、同条第一項中「二十五年以上勤続して退職した者（次条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）、二十一年以上」を「十一年以上」に改め、「限る。」又は「の下に」「二十五年未満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の下に「（以下「退職日給料月額」という。）」を加え、同項第二号中「二十年以下」を「十五年以下」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年以下」を「十六年以上二十四年以下」に、「百分の百五十」を「百分の二百」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「二十一年以上」を「十一年以上」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第五条の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加え、同条第一項中「受けて退職した者」の下に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第二号中「二十年以下」を「二十五年以下」に改め、同項第三号中「二十一年以上三十年以下」を「二十六年以上三十四年以下」に改め、同項第四号中「三十一年以上」を「三十五年以上」に、「百分の百五十」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

上三十四年以下」に改め、同項第四号中「三十一年以上」を「三十五年以上」に、「百分の百五十」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第五条の四を第五条の五とし、第五条の三を第五条の四とする。

第五条の二の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加え、同条中「前条第一項の規定に該当する者」を「第五条第一項に規定する者（勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）」に、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする」を「同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加え、同条を第五条の三とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額

<p>第五条の二 第一項第二 号</p>	<p>退職日給料月額 に、</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>第五条の二 第一項第二 号</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>

第五条の次に次の一条を加える。

(給料月額)の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定に

より計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第七条の四第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第七条第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となつたときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- 一 職員としての引き続きいた在職期間
- 二 第七条第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間
- 三 第七条第五項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間
- 四 第七条第五項第二号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地

方公社職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

五 第七条第五項第三号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間

六 第七条第五項第四号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

七 第七条第五項第五号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

八 第七条第五項第六号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

九 第七条第五項第七号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間及び国家公務員としての引き続きいた在職期間

十 第七条第六項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続きいた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間

十一 第七条の四第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十二 第七条の四第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十三 第七条の四第三項第一号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方

独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十四 第七条の四第三項第二号に規定する再び職員となつた者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十五 第七条の四第三項第三号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十六 第七条の四第三項第四号に規定する場合における国家公務員としての引き続きいた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十七 第七条の四第三項第五号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

十八 第七条の四第三項第六号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

十九 前各号に掲げる期間に準ずるものとして別に知事が定める在職期間  
第六条の見出し中「退職手当」の下に「の基本額」を加え、同条中「第三条から第五条の二まで」を「第三条から第五条まで」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

第六條の二 第一号	特定減額前給料 月額	同項の	同項第二号口	同項の	これらの	退職日給料月額	第三条から第五 条まで	読み替える 規定	六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額
									六十未満 特定減額前給料月額に第五條の二第一項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
<p>第六條の三 第五條の三に規定する者に対する前二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>									
									<p>一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額</p> <p>二 六十未満 特定減額前給料月額に第五條の二第一項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額</p>
									<p>第六條の三 第五條の三に規定する者に対する前二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

第六條の二 第二号	特定減額前給料 月額	同項の	同項第二号口	同項の	これらの	退職日給料月額	第三条から第五 条まで	読み替える 規定	六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額
									六十未満 特定減額前給料月額に第五條の二第一項第二号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
<p>第六條の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五條の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七條及び第二十八條の規定による休職公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）第六條に規定する法人その他知事</p>									
									<p>（退職手当の調整額）</p> <p>第六條の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五條の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七條及び第二十八條の規定による休職公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）第六條に規定する法人その他知事</p>

が定める法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために退職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「退職指定法人」という。）の業務に従事させるための退職を除く。）、地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は大学院修学休業教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。）をした期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に知事が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 五万円
- 二 第二号区分 四万五千八百五十円
- 三 第三号区分 四万七千七百円
- 四 第四号区分 三万三千三百五十円
- 五 第五号区分 二万五千円
- 六 第六号区分 二万八百五十円
- 七 第七号区分 一万六千七百円
- 八 第八号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、

別に知事が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別知事が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第七号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に知事が定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の三、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

二 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

## 三 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、佐賀県職員給与条例（昭和二十六年佐賀県条例第一号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて別に知事が定める額とする。

第七条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算した  
在職期間から除算する。

第七条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同条第七項中「第四条又は第五条の規定による退職手当」を「第四条第一項又は第五条第一項の規定により退職手当の基本額」に改め、同条第八項及び第九項中「規定による」を「規定により」に改める。

第七条の四第七項中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に、「同条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第八条第一項中「支給しない」を「支給しない」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 第三条第一項及び第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が九年以下のもの

二 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で別に

## 知事が定めるもの

第十三条第三項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第十三条の三第一項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。  
第十三条の二第二項及び第五項並びに第十三条の三第一項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第十六項中「第三条から第五条の二まで」を「第二条の三から第五条の三まで」に、「第六条」を「第六条から第六条の五まで」に改める。

附則第三十項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第三条から第五条の二まで」を「第三条から第五条の三まで」に改める。

附則第三十一項中「第四条」を「第三条第一項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第三十二項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。  
附則第三十六項中「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

附則に次の一項を加える。

37 退職した者の基礎在職期間中に給料月額額の減額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額額の減額改定で別に知事が定めるものを除く。）によりその者の給料月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額額が減額前の給料月額額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたときは、この条例の規定による給料月額額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する佐賀県職員給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして別に知事が定めるものについては、この限りでない。

## 附 則

（施行期日）